

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします——

ホミック通信

Vol.7

天高く馬肥ゆる秋号

2006.11

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/ 梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

何やら不穏で、不安が嵩じるニュースが多いこの頃です。
ここで一人一人が投げやりになるか、それとも未来を信じるかで、
明日の世の中が違ってくるのだと思います。
悲観的にならない、他者を許す、イライラしない、と自らに言い聞かせていますが、
これがとても難しいものです…
でも皆が実践すれば、きっと少しずつ世の中は変わって来ますよね？

9月1日の認定司法書士合格発表で石田が無事合格し、
当事務所では3人全員が認定司法書士となりました。
これからもオールマイティーに頼りにしていただける事務所を目指して行きます。

■「債権回収で困っていませんか？」

当事務所では現在裁判関係として、過払い金請求や破産申立などの他に、貸金債権による給料差押と売掛金の請求訴訟を行っています。

「売掛金を払ってくれない」という悩みは事業者には付き物。いくら催促してもノラリクラリとはぐらかされたり居留守を使われたりで埒が明かない場合、次のような法的手続をとることができます。

<支払督促の申立>

簡易裁判所に対して、債務者(=相手方)に対し金銭などの給付を求める申立てをし、債権者が簡易迅速に債務名義を取得できる手続です。債務名義を取得すると、相手方の銀行預金や給料などの財産を差押できるようになります。相手方の所在が明らかで、債務の存在や債権額に争いが無い場合に有効です。費用が通常訴訟に比べて安く、債務名義を得るまでの時間も通常訴訟より短くて済みます。但し、債務者から異議が出た場合は通常訴訟に移行します。

<少額訴訟>

60万円以下の金銭の支払請求の場合に利用できる、通常訴訟よりも簡素化された手続です。簡易裁判所に申立て、原則1回の審理で判決が出されます。債務名義を得るまでの期間が短いのが特徴です。証拠書類や証人は審理の当日に即時に調べられるものに限られるため、確実な証拠がある場合に有効な手続です。ただし、相手方が通常訴訟の手続に移行させたい旨の申述をした場合、相手方に訴状が届かない場合などには、少額訴訟によることはできません。

<通常訴訟>

裁判所に対し、支払いをしてくれない相手方を被告として訴えを起すものです。口頭弁論や証人尋問を経て、判決を得ます。判決を得るまでに数ヵ月を要することもあり、費用・日数ともに最もかかる手続とも言えます。勝訴判決を得られればそれが債務名義となります。支払督促で債務者が異議を申し立てた場合や、少額訴訟で相手方が通常訴訟の手続に移行させたい旨の陳述をした場合もこの手続によることとなります。

<即決和解>

相手方と話し合い、弁済方法などある程度当事者間で合意ができている場合に、簡易裁判所に対して和解の申立てをして、和解内容を調書に記載します。この調書が債務名義となるため、相手方が調書に記載された和解内容に従わない場合、相手方の財産等の差押手続をすることができます。

<公正証書の作成>

公正証書とは、国に任命された公証人が作成する公文書で、高い信頼性があるとされています。相手方と話し合い、債務の弁済計画などの原案を公証人に提出して、公正証書を作成してもらいます。相手方が公正証書の内容に従わないときはすぐに財産の差押ができるように、執行認諾文言付の公正証書(債務名義となります)にしておくこともできます。

こうした手続は売掛金に限らず貸金請求・賃料請求・家賃請求などに使えます。しかし、債務名義を得ても裁判所がそのお金を取り立ててくれるわけではなく、あくまでも抽象的に権利が確定するに留まるので、支払う資力がない相手の場合にはムダ骨に終わることもあります。元裁判官の講義を受けた際、「手元不如意」の抗弁ほど手ごわいものはない、と教えられました。

しかしながらこれら法的手続には消滅時効を中断させる効果がありますので、状況によっては利用しないことが損失に繋がるケースもあります。また単なる怠け心で支払わない相手の場合、裁判所から書面が届いて慌てて支払って来る、といったケースもあります。

要するに、法的手続をとることが得策か否かは総合的な状況判断によるのです。

債権回収を図りたい方は、資料を持って一度ご相談下さい。

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
設立・役員変更など
訴訟・調停・和解・破産など
任意後見契約・遺言・死後事務など